学校いじめ防止基本方針

北海道札幌西高等学校

１　趣　旨

いじめは、冷やかしやからかいなどのほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったりするなど、深く傷つき、悩んでいる生徒もいる。いじめの問題への対応は学校として大きな課題である。

そこで、本校では「いじめ防止対策推進法」、「北海道いじめ防止条例」及び「北海道いじめ防止基本方針」を踏まえ、生徒達が意欲を持って充実した高校生活を送れるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組む。また、いじめを積極的に認知し、その事案には組織的に対応し、適切かつ速やかに解決するため、「学校いじめ防止基本方針（いじめ防止全体計画）」を定める。

２　基本理念

(1) 校訓「自由・自立・叡智・創造」の下、「自ら考え、自ら学び、自ら鍛え、人間相互の理解と信頼を深め、調和的成長を促し、責任を重んじ、豊かな社会性と公正な判断力を養う教育を推進する。

(2) いじめを受けた生徒にも、何らかの原因がある、責任があるという考え方はあってはならない。生徒に対していじめにつながるような不適切な方法で人間関係の問題等に対応することで、いじめの芽が生じ、いじめに向かうことのないよう、いじめの未然防止に努める。また、発生した事案に対しては、関係者相互の連携の下、早期に解消する。

(3) 多様性を受容したコミュニケーション力とともに、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく自己調整力を身に付けるとともに、創造性・独創性を備えた高い学びをとおして、将来の夢や希望をしっかりと持って、主体的に課題を解決していく力を伸ばし、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育む。

３　いじめの理解

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめを理解するに当たっての留意点

・いじめを受けた生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのでなく、いじめを受けた生徒や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。

・インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。

・生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの生徒が被害生徒としてだけではなく、加害生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。

なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案を「学校いじめ対策組織」で情報共有して対応する。

・「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

日頃からグループ内で行われているとして「けんか」や「ふざけ合い」を軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことも少なくない。ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。
・生徒が多様性を認め互いに支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ生徒」等学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(3) いじめの内容
具体的ないじめの態様としては、次のようなものがある。

・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
・仲間はずれ、集団による無視をされる
・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
・金品をたかられる
・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。
これらについては、教育的な配慮や被害生徒の意向を十分に配慮した上で、生徒の命や安全を守ることを最優先に、早期に警察に相談・通報を行い適切な援助を求め対応するとともに、学校警察連絡協議会等を活用し、日頃から緊密に連携できる体制を構築しておく。
また、嫌がらせなどの「暴力を伴わない“いじめ”」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴う“いじめ”」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意する。

(4) いじめの要因
いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意する。

・いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得る。
・いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
・いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
・いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。
そのため、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりや、生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。

・いじめは、生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分

自覚しなければ、いじめから生徒を守り通すことは難しい。
そのため、生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(5) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。

ただし、必要に応じ、被害生徒と加害生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとする。

ア　いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、北海道教育委員会又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ　被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プラン（別紙５）を策定し、確実に実行する。

いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーなどを含めた集団で判断する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する。

４　いじめ防止の指導体制・組織的対応

(1) 日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を以下のとおりとする。

別紙１　　※いじめ防止委員会の設置

(2) 緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組を以下のとおりとする。

別紙２　　※いじめ対策委員会の設置

５　いじめの予防

いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。学校においては日頃から教育活動全体をとおして、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

(1) 学習指導の充実

・規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり

(2) 特別活動、道徳教育の充実

・ホームルーム活動における望ましい人間関係つくりの活動（居場所づくり、絆づくり）
・心の通う人間関係を構築できる社会性の涵養
・ボランティア活動の充実

(3) 教育相談の充実
・面談の定期的実施（複数回）

(4) 人権教育の充実
・人権意識の高揚
・自他の生命の尊重

(5) 情報教育の充実
・教科「情報」における情報モラル教育の充実

(6) 保護者・地域との連携
・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
・開かれた学校づくりの推進

６　いじめの早期発見

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめの認知に努める。

(1) いじめの発見

教職員がいじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに管理職に報告し、事実確認をする。

(2) いじめられている生徒・いじめている生徒のサイン
別紙３

(3) 教室・家庭でのサイン
別紙４

(4) 相談体制の整備
・相談窓口の設置・周知
・面談の定期的実施（複数回）

(5) 定期的調査の実施
・アンケートの実施（複数回）

(6) 情報の共有
・報告経路の明示・報告の徹底
・職員会議等での情報共有
・事案対処に関する校内研修実施
・要配慮生徒の実態把握
・進級時の引継ぎ

７　いじめへの対応

(1) 生徒への対応

ア　いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

・安全・安心を確保する
・心のケアを図る
・今後の対策について、共に考える
・活動の場等を設定し、認め、励ます
・温かい人間関係をつくる

イ　いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒への内面を理解し、

他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

・いじめの事実を確認する
・いじめの背景や要因の理解に努める
・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる
・いじめの非に気づかせ、いじめを受けた生徒への謝罪の気持ちを醸成させる
・今後の生き方を考えさせる
・必要がある場合は懲戒を加える

(2) 関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、面白がって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

・自分の問題として捉えさせる
・望ましい人間関係づくりに努める
・自己有用感が味わえる集団づくりに努める

(3) 保護者への対応

ア　いじめられている生徒の保護者に対して

相談されたケースでは、「複数の教員で対応し、学校は全力を尽くす」という決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

・じっくりと話を聞く
・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

イ　いじめている生徒の保護者に対して

事実を確認したら速やかに面談し、丁寧に説明し情報を共有する。

・いじめは誰にでも起こる可能性があることを理解してもらう
・生徒や保護者の心情に配慮する
・行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える
・いじめの非に気づかせ、いじめを受けた生徒への謝罪の気持ちを醸成させるよう共に働きかける。
・何か気づいたことがあれば報告してもらう

ウ　保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む
・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
・北海道教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

(4) 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

ア　北海道教育委員会との連携

・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
・関係機関との調整

イ　警察との連携

・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
・犯罪等の違法行為がある場合

ウ　福祉関係との連携

・家庭の養育に関する指導・助言
・家庭での生徒の生活、環境の状況把握

エ　医療機関との連携

・精神保健に関する相談
・精神症状についての治療、指導・助言

8　ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、決して許されるものではない。

(2) ネットいじめの予防

ア　保護者への啓発

・フィルタリングの設定

・保護者の見守り

イ　情報教育の充実

教科「情報」における情報モラル教育の充実

ウ　ネット社会についての講話（防犯）の実施

(3) ネットいじめへの対処

ア　ネットいじめの把握

・被害者からの訴え

・閲覧者からの情報提供

・ネットパトロールによる情報提供

イ　不当な書き込みへの対処

９　重大事態への対応

(1) 重大事態とは

ア　生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

・生徒が自殺を企図した場合

・精神性の疾患を発症した場合

・身体に重大な障害を負った場合

・高額の金品を奪い取られた場合

イ　生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。

・年間の欠席が概ね３０日以上の場合

・連続した欠席の場合は、状況により判断

(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、北海道教育委員会（石狩教育局）に報告するとともに、北海道教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

10　本方針の点検・見直し

・本方針は、いじめ防止委員会において毎年点検を行い、学校ウェブページを通じて公開する。

・本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

・本方針を見直す際には、いじめの防止等に関する考え方を共有しながら、学校の取組を円滑に進めていくため、必要に応じて、保護者、地域住民、関係機関等の参画を得て進める。また、学校全体でいじめの防止等に取り組むため、アンケートや協議の場を設けるなどして生徒の意見を取り入れた方針となるよう努める。

別紙１

日常の指導体制（未然防止・早期発見）

１　「いじめ防止委員会」の目的

本委員会は、いじめを未然に防止し、早期に発見することを目的とする。

２　委員の構成

校長、副校長、教頭、生徒指導部長、生徒指導部担当教諭、教務部長、学年主任・担任、養護教諭、スクールカウンセラー、関係教諭

３　委員の役割

(1) 学校いじめ防止基本方針作成・見直し　教頭、生徒指導部長
(2) 年間指導計画の作成、校内委員会の企画・立案　生徒指導部長、生徒指導部担当教諭
(3) 調査結果、報告等の情報の整理・分析　教頭、生徒指導部長、生徒指導部担当教諭
(4) いじめが疑われる案件の事実確認・判断　教頭、生徒指導部長、学年主任、担任、養護教諭
(5) 要配慮生徒への支援方針の立案　生徒指導部長、生徒指導部担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー

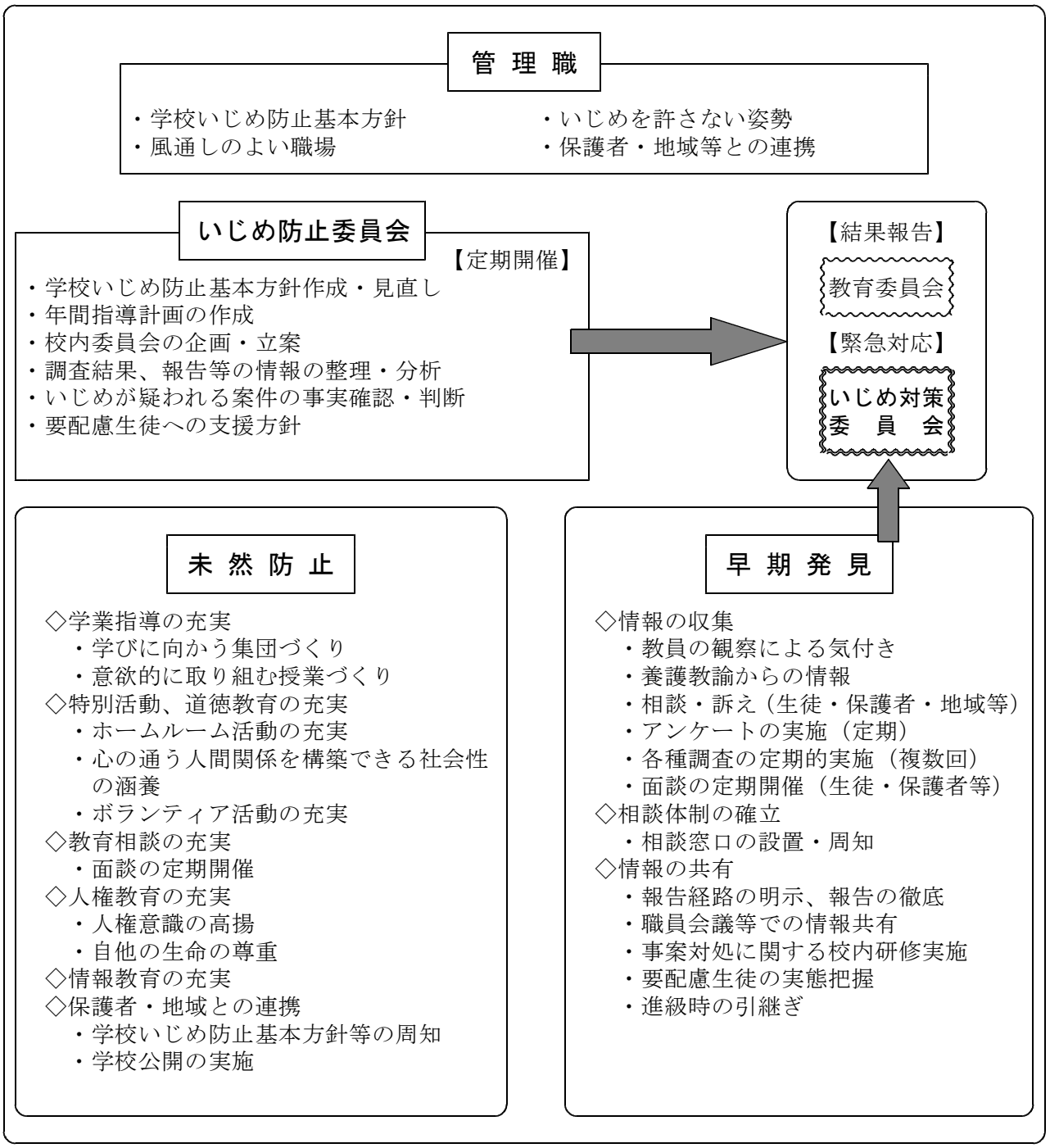

別紙２

緊急時の組織的対応（いじめへの対応）

１　「いじめ対策委員会」の目的

本委員会は､いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的に取り組むことを目的とする。

２　委員の構成

校長、副校長、教頭、生徒指導部長、生徒指導部担当教諭、教務部長、学年主任・担任、養護教諭、スクールカウンセラー、関係教諭

３　委員の役割

(1) いじめの認知報告の窓口　教頭、生徒指導部長
(2) いじめ対策委員会の招集　校長
(3) 調査方針・方法等の立案　生徒指導部長
(4) 調査方針・方法等の決定　校長
(5) 調査・事実関係の把握・記録　生徒指導部長、生徒指導部担当教諭、学年主任、担任、関係教諭
(6) 保護者等との対応　学年主任、担任
(7) 北海道教育委員会への報告　副校長、教頭
(8) 指導方針の決定、指導体制の確立　校長、副校長、教頭、生徒指導部長
(9) いじめ解決への指導・支援及び継続指導・経過観察　生徒指導部長、生徒指導担当教諭、学年主任、担任、養護教諭、関係教諭、スクールカウンセラー

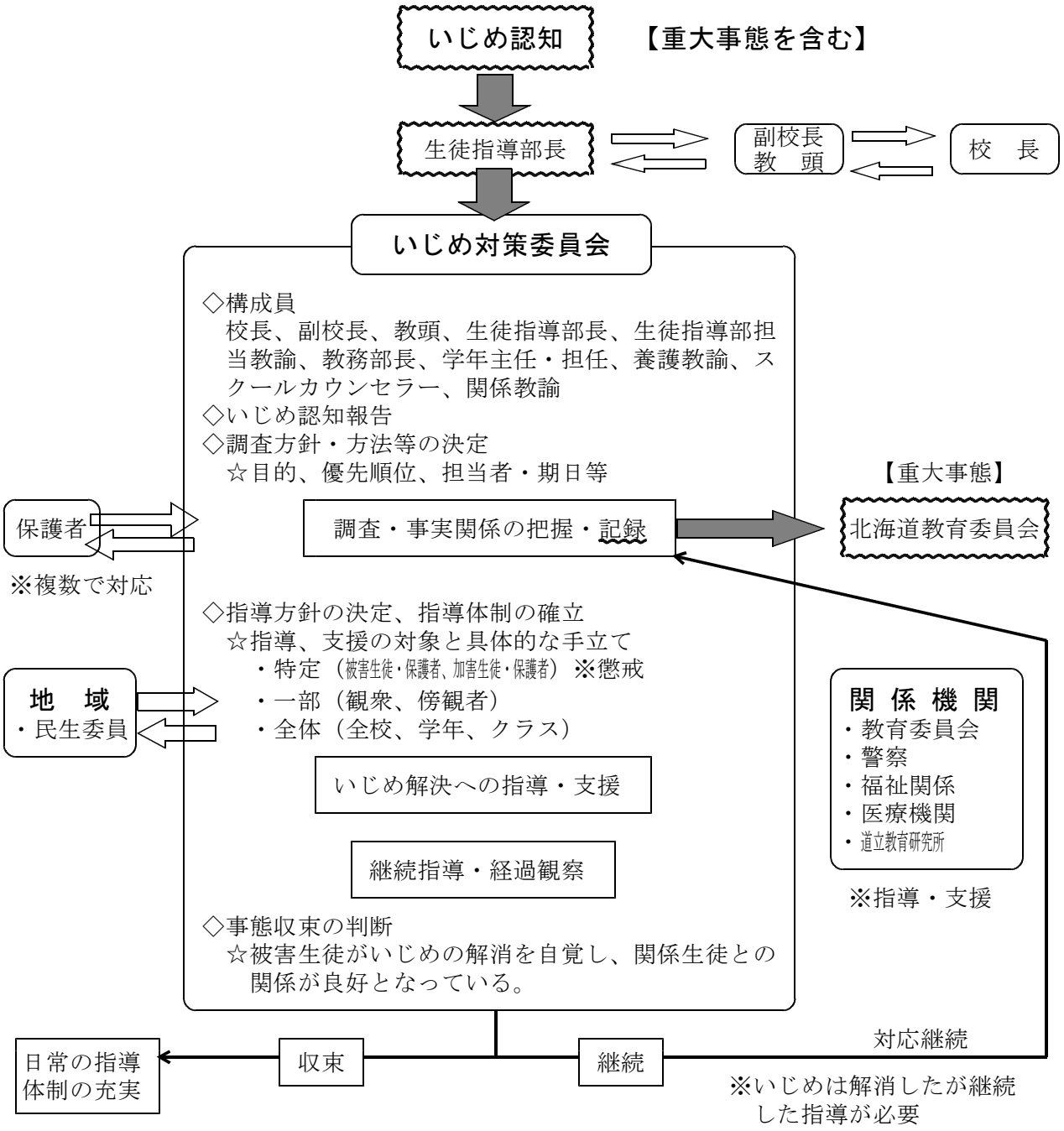

別紙３

１　いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場　面	ﾁｪｯｸ	サ　　イ　　ン
登校時 ＳＨＲ	□ □ □ □ □	・遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 ・教員と視線が合わず、うつむいている。 ・体調不良を訴える。 ・提出物を忘れたり、期限に遅れる。 ・担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	□ □ □ □ □	・保健室・トイレに行くようになる。 ・教材等の忘れ物が目立つ。 ・机周りが散乱している。 ・決められた座席と異なる席に着いている。 ・教科書・ノートに汚れがある。
休み時間等	□ □ □ □ □ □	・弁当（給食）にいたずらをされる。 ・昼食を教室の自分の席で食べない。 ・用のない場所にいることが多い。 ・ふざけ合っているが表情がさえない。 ・衣服が汚れていたりしている。 ・一人で清掃している。
放課後等	□ □ □	・慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 ・持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる。 ・一人で部活動の準備、片付けをしている。

２　いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

ﾁｪｯｸ	サ　　イ　　ン
□ □ □ □	・教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ・ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 ・教員が近づくと、不自然に分散したりする。 ・自己中心的な行動が目立ち、ボス的存在の生徒がいる。

別紙４

１　教室でのサイン

教室がいじめの場所になることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下等を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

チェック	サ　イ　ン
□	・嫌なあだ名が聞こえてくる。
□	・席替えなどで近くの席になることを嫌がる。
□	・何か起こると特定の生徒の名前が出る。
□	・筆記用具等の貸し借りが多い。
□	・壁等にいたずら、落書きがある。
□	・机や椅子、教材等が乱雑になっている。

２　家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

チェック	サ　イ　ン
□	・学校や友人のことを話さなくなる。
□	・友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。
□	・朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。
□	・電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。
□	・受信したメール（投稿、コメント等を含む。）をこそこそ見たり、電話におびえたりする。
□	・不審な電話やメール（投稿、コメント等を含む。）があったりする。
□	・遊ぶ相手が急に変わる。
□	・部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
□	・理由のはっきりしない衣服の汚れがある。
□	・理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。
□	・登校時刻になると体調不良を訴える。
□	・食欲不振・不眠を訴える。
□	・学習時間が減る。
□	・成績が下がる。
□	・持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。
□	・自転車がよくパンクする。
□	・家庭の品物、金銭がなくなる。
□	・大きな額の金銭を欲しがる。

付則１　平成26年８月より施行。
　　２　平成30年４月６日より一部を改めて施行。
　　３　令和５年10月１日　改訂
　　４　令和６年２月１日　改訂

別紙５

いじめ対処プラン

内　容	誰　が	何　を	目　途
被害生徒のケア			
被害生徒の保護者対応			
加害生徒の指導・支援			
加害生徒の保護者対応			
周囲への指導・支援			
外部機関との連携			

いじめ対処プラン（記入例）

内　容	誰　が	何　を	目　途
被害生徒のケア	担任	面談を実施	週２回程度
	養護教諭	スクールカウンセラーとの連携	３回程度
被害生徒の保護者対応	学年主任	支援計画の説明	速やかに
	担任	加害生徒や問題の生徒の状況報告	最低でも週１回程度。こまめに
加害生徒の指導・支援	生徒指導部	いじめは絶対に許されるものではないということに気付かせる指導。面談の実施。	１週間以内
	部活動顧問	部活動の休部等の措置	１ヶ月
加害生徒の保護者対応	学年主任	指導計画の説明	速やかに
	担任	被害生徒や周囲の生徒の状況報告	最低でも週１回程度。こまめに
周囲への指導・支援	学年主任	学年集会の実施	速やかに
	担任	個別面談の実施	毎日５名ずつ
	生徒指導部	前項への呼びかけ	速やかに
外部機関との連携	教頭	教育委員会への報告	速やかに
	養護教諭	スクールカウンセラーと連絡	速やかに